



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていないませんか？

身近に潜む「トラブル」「消費者被害」を
防ぐための役立つ情報をお届け！

見守り 新鮮情報

* 不安をあまり契約させるリフォーム工事の点検商法

「近くで屋根工事をしていたら、お宅の瓦が傷んでいるように見えたので点検したい」と業者が訪問してきた。点検した後、業者が撮影した瓦の映像を見せられ、「かなりひどい。このままでは雨漏りするかもしれない。すぐに工事をしたほうがいい」と言われた。迷っていると、「たまたま今日この地域に来ているので今でないと契約出来ない」とせかされ、約40万円の契約をしてしまった。不安になって、やめたいと連絡したが、「もうキャンセルは出来ない」と怒鳴られた。（当事者：70歳代 女性）

【ひとこと助言】

住宅リフォーム工事等の勧誘が目的ということを告げず点検を持ち掛け、不安をあおって契約をせかすという「点検商法」のトラブルが後を絶ちません。家族や周囲の人も高齢者の様子に気を配りましょう。「点検させてほしい」と訪問してくる業者には対応しないようにしましょう。点検を依頼した場合でも、結果をうのみにしないで、冷静に受け止めることが大切です。別の専門家等に確認して、複数の見積りを取るなど、決してその場で契約しないようにしましょう。法定の契約書面を受け取ってから8日以内である等の場合はクーリング・オフを行うことができます。

* 以上、国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋

刈払機(草刈機)の使用中的事故にご注意ください！

夏場は、刈払機や草刈機（動力で高速回転する刃により草を刈り払う機器、以下「刈払機」といいます。）を使って家庭の庭木の手入れなどを行う機会が多くなります。消費者庁には、刈払機を使用中に指を切断、骨折したなどの事故情報が多数寄せられています。被害に遭われた方の約半数は60歳以上です。

刈払機はホームセンターやインターネットなどで個人でも簡単に購入することができ、手軽に使える便利な機器です。しかし、鋭利な刈刃がついており、使用中は高速で回転するため、慎重に取り扱わないと指や脚などの骨折や切断などといった取り返しのつかない重篤なケガにつながる危険性があります。

▼ 刈払機を使う際は特に以下の点に気を付けましょう ▼

- ①ヘルメット、保護メガネや防振手袋など、保護具を必ず装着し、事前に機器の点検を行ってから作業をしましょう。
- ②作業をする前に小石や枝、硬い異物などを除去し、半径15m以内に人がいないか確認して作業をしましょう。
- ③障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね(キックバック)に注意しましょう。
- ④刈刃に詰まった草や異物を取り除く際は、必ず機器を止めてから行いましょう。
- ⑤作業者の家族や周囲の方は、作業者が安全対策をきちんと行っているか一緒に確認し、作業中も作業者に変わったことがないかを常に意識するようにしましょう。



消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般） ☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン（全国共通） ☎1 8 8 ※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379